（独立行政法人造幣局東京支局総務課長）　初谷　武志
（独立行政法人環境再生保全機構事業管理部長）　伊藤　雅規
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる（各通）（以上七月十日）
（大臣官房文書課課長補佐）財務事務官　瀧波　宏文
兼ねて大臣官房文書課広報室長を命ずる
（大臣官房付）同　塚越　保祐
大臣官房審議官を命ずる
（大臣官房文書課広報室長）同　泉　恒有
外務省に出向させる（以上七月十一日）
（大阪国税局調査第一部長）財務事務官　古川　勇人
大臣官房文書課政策評価室長を命ずる
（関東財務局総務部長）同　池田　潤
大臣官房会計課長を命ずる
（預金保険機構審議役）　垣水　純一
財務事務官に任命する
大臣官房地方課長を命ずる
兼ねて財務総合政策研究所次長を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　森山　茂樹
大臣官房信用機構課長を命ずる
（大臣官房信用機構課長）同　岡本　宰
（国際局総務課長）同　仲　浩史
（国際局局付）同　武内　良樹
（広島国税局長）同　長友　哲次
大臣官房参事官を命ずる（各通）
（大臣官房会計課長）同　松村　武人
（大臣官房参事官）同　高橋　康文
（同）同　根本　洋一
（四国財務局長）同　坂上　正人
（九州財務局長）同　井川　裕昌
（福岡財務支局長）同　有働　忠明
（大阪国税局長）同　岡本　榮一
（関東信越国税不服審判所長）同　豊岡　俊彦
大臣官房付を命ずる（各通）
（奈良県副知事）　窪田　修
財務事務官に任命する
主計局主計官を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　藤城　眞
関税局総務課長を命ずる
（東京税関総務部部付）同　菊川　正博
関税局監視課長を命ずる
（大臣官房参事官）同　飯塚　厚
（国税庁長官官房審議官）同　富屋　誠一郎
理財局次長を命ずる（各通）
（理財局財政投融資総括課長兼理財局計画官）同　美並　義人
理財局総務課長を命ずる
理財局計画官兼務を免ずる
（大臣官房文書課政策評価室長）同　渡部　晶
理財局国庫課長を命ずる
（理財局国有財産企画課長）同　中尾　睦
理財局財政投融資総括課長を命ずる
（理財局国庫課長）同　谷内　繁
理財局国有財産企画課長を命ずる
（大臣官房付）同　渡辺　健雄
理財局管理課長を命ずる
（人事院事務総局給与局給与第二課長）人事院事務官　成田　耕二
財務事務官に任命する
理財局計画官を命ずる
（関税局総務課長）財務事務官　土井　俊範
国際局総務課長を命ずる
（横浜税関総務部長）同　野島　透
関東財務局総務部長を命ずる
（理財局次長）同　池田　篤彦
東海財務局長を命ずる
（東海財務局総務部長兼東海財務局長心得）同　西山　巨章
東海財務局長心得兼務を免ずる
（理財局管理課長）同　阿曽　秀昭
四国財務局長を命ずる
（公正取引委員会事務総局審査局審査長）内閣府事務官　岩成　博夫
財務事務官に任命する
四国財務局理財部金融監督官を命ずる
（大臣官房地方課長兼財務総合政策研究所次長）財務事務官　亀水　晋
九州財務局長を命ずる
財務総合政策研究所次長兼務を免ずる
（理財局総務課長）同　菊地　和博
福岡財務支局長を命ずる
（門司税関長）同　酒井　義和
東京税関税関情報監理官を命ずる
（東京税関総務部長兼東京税関税関情報監理官）同　大西　靖
東京税関税関情報監理官兼務を免ずる
（横浜税関長）同　宗永　健作
兼ねて横浜税関総務部長事務取扱を命ずる
（関税局監視課長）同　田中　万平
神戸税関長を命ずる
（東京税関総務部部付）同　石山　周二
門司税関長を命ずる
（関東信越国税局長）同　原　信造
大臣官房付を命ずる
警察庁に出向させる
（主計局主計官）同　中井徳太郎
環境省に出向させる
（大臣官房審議官）同　大川　浩
（大臣官房参事官）同　小口　一彦
国税庁に出向させる（各通）
（環境省総合環境政策局総務課長）環境事務官　川上　尚貴
（預金保険機構検査部長）　寺内　肇
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる（各通）
（神戸税関長）財務事務官　山本　浩
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上七月十二日）

文部科学省

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長　新井　孝雄
生涯学習政策局参事官に任命する
生涯学習政策局参事官　斎藤　晴加
総務省に出向させる（以上七月十五日）

最高裁判所

判事補兼簡易裁判所判事　村木　洋二
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（七月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十六日午前十時八分御出門、日本体育協会・日本オリンピック委員会創立百周年記念祝賀式典に御臨席のため、グランドプリンスホテル新高輪（港区）へ行幸啓、同十一時五十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年７月21日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　河川の名称　遠賀川水系遠賀川
２　河川管理施設の名称又は種類　赤地排水樋管
３　河川管理施設の位置　福岡県直方市溝堀二丁目4502番１地先
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　赤地排水機場管理者　直方市長　向野　敏昭
住所　福岡県直方市殿町７番１号
５　管理の内容　兼用工作物の操作、維持修繕及び点検整備並びに塗装
６　管理の期間　平成23年６月29日から赤地排水樋管の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年７月21日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅